

南海地震条例関連施策整理票

関連するテーマ	揺れから身を守る
施策	被災建築物・被災宅地の(応急)危険度判定
時間軸	予防期～応急期
内容	<p>余震による二次災害から県民の命を守るために、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災した宅地の危険度を判定する。 被災した建築物の危険度を判定する。</p> <p>(応急)危険度判定士によって、危険があるため、立ち入り禁止を求める「危険」(赤)、立ち入りに十分な注意を求め、応急的補強を行う際には専門家への相談を促す「要注意」(黄)、被災程度が小さいと考えられ使用可能である「調査済み」(緑)に色分けした判定ステッカーがはられるが、判定には法的拘束力はない。</p> <p>宅地と建築物の危険度判定は、それぞれ別の制度です。</p>
実施主体、県の役割等	<ul style="list-style-type: none"> ・(応急)危険度判定は、市町村が行う ・県は、(応急)危険度判定士の認定及び登録を行う。発災時には、市町村からの要請に基づき、他県や国への応援要請などの支援を行う ・(応急)危険度判定士は、市町村又は都道府県の要請により、ボランティアとして(応急)危険度判定を行う
法体系	なし
取り組み状況	<p>県では、(応急)危険度判定士の養成のための講習会や資質向上のための必要な研修を実施</p> <p>高知県における登録者数 被災宅地危険度判定士 121名(全国では約1万2千人が登録) 被災建築物応急危険度判定士 646名(全国では約10万人が登録)</p> <p>新潟県中越地震では、宅地については延べ296人の判定士により3,759件調査され、建築物については延べ3821人の判定士(うち県外の判定士によるもの延べ3004人)により36,143棟の建物の応急危険度判定が行われた。</p>
課題	<p>県内の判定士だけでは不足することが想定されるため、県外からの応援が不可欠である。</p> <p>県民が応急危険度判定の制度を知らない場合、応急危険度判定を罹災証明判定と混同したり、判定結果に従わなかったりするなどのトラブルが発生することが予想される。</p>
その他	全国組織や県組織の協議会が設立され、(応急)危険度判定の実施体制の整備が進められている。